

全国労働組合総連合との会見概要

日時：平成23年5月25日（木）17:00～18:15

場所：内閣府本府庁舎2階会議室

出席者：（事務局）笹島誉行審議官、村山誠参事官以下 計4名
（全労連公務員制度改革闘争本部等）

黒田健司事務局長（全労連常任幹事）、猿橋均自治労連書記長、今谷賢二全
教書記長、岡部勘市国公労連書記長、鈴木常浩自治労連中央執行委員、米田
雅幸全教中央執行委員、瀬谷哲也国公労連中央執行委員

議題：国家公務員制度改革関連四法案についての意見交換

概要：全労連から「国家公務員制度改革関連法案にかかわる要求書」の提出及び趣旨説明
があり、事務局から主要事項に対する現時点の考え方について回答があった後、意
見交換した。双方の主な発言は、以下のとおり。

<事務局>

- 積年にわたる公務員制度改革の重要な節目の局面を迎えているが、自律的労使関係制
度の措置の必要性については、お互い必ずしも考え方が異なるものではなく、立場が異
なる部分はあるが、ぎりぎりまで議論を尽くして良い制度をつくっていききたい。
- 要求書については受け取ったばかりであり、これから内容を検討し、改めて回答する
が、国公労法案と国公法一部改正法案について現時点の考え方を説明したい。
 - ・ 労働組合の認証要件については、認証労働組合は協約締結権を付与され、勤務条件
に係る法令の制定改廃を義務づける団体協約の一方当事者にもなり得るなど重い責任
を持つためようになることを踏まえ、法人格付与法等を参考に設けることとしたもの。
 - ・ 在籍専従については、円滑な団体交渉に配慮しつつも、職務専念義務の例外的取扱
であるため、期間の上限について明確に法定する必要があるもの。
 - ・ 法律又は政令の制定改廃を要する団体協約の締結に先立って内閣の事前承認を設け
るのは、法案の国会提出や政令の制定改廃について内閣に義務を課し、交渉及び協約
の実効性を確保するためであると理解いただきたい。
 - ・ 公正性については、国公法に人事行政は公正に行われなければならないとの原則等
を明記した。幹部公務員の一元管理は、公正性に配慮した適格性審査や任免協議の際
の官邸と任命権者の複数の視点によるチェックにより適切に実施可能。また、採用昇
任等基本方針等については、制度官庁や任命権者が責任を持ち、国民の理解を得つつ
運用することが基本であり、人事行政改善勧告等は最終的対応の枠組と位置づけるべ
き。等

<全労連>

- 要求書（別添）については、然るべき回答をいただきたいが、次の点については指摘
しておきたい。
 - ・ 当方からの要求事項も踏まえつつ、一言一句詰めて法案として仕上げていく立場で
臨んでいただきたい。とくに、新しい制度の下でいつだれがどのように交渉していく
かを徹底して議論しないと、実効性ある労使関係制度の枠組はできないと考える。
 - ・ 国家公務員の法案は、地方公務員にも影響を与えるものである。地方の多様な労使
関係を想定して、例えば、法律上の管理運営事項の位置づけなど、提起されている様
々な危惧をどのように防ぐかを検討すべき。等
- 現時点でも双方に見解の隔たりがあり、最後まで同意を得られるような話し合いを求め
る。未回答の点等については、引き続き検討いただき、回答を示していただきたい。

<事務局>

- 各省庁も皆さんとは別な角度から自律的労使関係制度について懸念を抱いており、そ
れを乗り越えるような仕組みをつくらねばならない。当事者が最善の努力を尽くし、労
使が責任を持って当たっていくことが重要。
- 法案の検討作業が最終段階を迎えている下で、是非、御理解と御協力をお願いしたい。
要求書に記載された他の項目については、改めて回答する。